

# 協働環境委員会会議録

令和6年6月24日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：20

## 【 案 件 】

1. 議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
2. 議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（リース車両の損傷）

## 【 報告事項 】

1. 工事請負変更契約について
2. 公用車による事故の発生について
3. 工事請負契約について

---

## ○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○医療保険課長

「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について補足説明をいたします。

議案書は76ページをお願いいたします。この専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。概要をまとめた資料を用意しておりますので、こちらの資料で説明をいたします。

1、改正の内容についてですが、今回の改正のポイントとしては高所得者の負担を拡大するとともに、低所得者の負担減を拡大し、全体のバランスをとったものになっております。①賦課限度額の引上げは、第3条第2項、第3項及び第24条において、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に改めるものです。これにより、基礎課税分の限度額が65万円、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者を含む世帯の限度額が17万円ですので、賦課限度額合計は106万円となります。

資料の2ページをお願いします。国保税につきましては、前年の収入を基に世帯単位で賦課しますが、後期高齢者支援金分では、収入から各種控除を行った所得の2.8%の額、いわゆる所得割、これに均等割8100円、平等割8800円を合計した分になります。今回、この合計した額の限度額を引き上げるものです。

資料3ページをお願いいたします。図の1番左の例ですが、限度額未満の場合は今回の改正は影響がありません。真ん中の例ですが、昨年、計算上23万円だった世帯は限度額が24万円になることから、1万円の増額となります。限度額超過世帯が減少するのはこの33世帯となります。1番右の例では、もともと限度額を超過していて今回も超過する世帯ですが、この世帯は2万円の増額となります。

次に、資料1ページに戻っていただきまして、②均等割・平等割の減額対象範囲の拡大ですが、第24条第2号の5割軽減の対象世帯の算定について、29万円を29万5千円に、同条第3号の2割軽減の対象所得の算定について、53万5千円を54万5千円にそれぞれ改めるものです。資料1ページ右側の2、改正による税額への影響については、試算によりますと、賦課限度額引上げの影響額は、限度額超過世帯が33世帯減り、限度超過額が298万1788円減少しています。この金額は、賦課限度額を引上げたことにより、賦課限度額を超過して切捨てられていた額が減少するということですので、この額はそのまま賦課税額の増、

国保税の増になります。軽減対象範囲の拡大の影響額は、5割軽減の対象世帯が36世帯増え、軽減額が162万8975円の増額。2割軽減の対象世帯が14世帯増え、軽減額が20万9000円の増額。国保税から見ると、減税となります。合わせて182万9875円の税収減となります。この税収減につきましては、一般会計繰入金で補填されることとなります。全体での影響額としましては、115万1913円の税収増となっております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」については、承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

委員会の運営方法についてお諮りいたします。これより、「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(リース車両の損傷)」を議題といたしますが、案件に記載の報告事項の2. 公用車による事故の発生についても関連があるため、併せて報告を受けたいと思います。以上のような運営とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのように運営させていただきます。

それでは、「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(リース車両の損傷)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。併せて、案件に記載の報告事項の2. 公用車による事故の発生について報告を求めます。

○環境整備課長

「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(リース車両の損傷)」につきまして補足説明をいたします。

本件につきましては、公用車による事故の発生についてと題して、報告事項で説明する予定でしたが、損害賠償の額が確定いたしましたので、追加議案として提出をしております。説明の内容が報告事項と重複いたしますので、併せて説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、リース車両の損傷に係る損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものでございます。事故の発生日時は令和6年5月15日水曜日、午前11時10分頃で、場所は飯塚市桑曲地内でございます。

まず、リース車両の損傷の状況につきましては、提出資料の4、現場見取図に示しておりますが、環境整備課職員が、現場の確認を終え引き返す際に、公用車として相手方とリース契約をしている車両を後退させ、右側後輪を脱輪させました。当該職員は車両を降り、後方から押して脱輪の解消を試みましたが、車両が前進し、前方の谷に車両を転落させる自損事故を起こし、リース車両を全損させたものでございます。

示談の内容といたしましては、市が損害賠償金として中途解約金80万3880円を相手方に支払うものでございます。本件事故の原因としましては、安全確認が不足していたこと、脱輪した際の判断を誤ったことなどによるものであり、当該職員に対して厳重に注意を行うとともに、所属の職員に対しましても、車の運転に関しまして一層の注意喚起を行い再発防止に努めてまいります。このたびは、職員の不注意によりこのような事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明並びに報告が終わりましたので、議案1件及び報告事項1件について、一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

桑曲の現場に、環境整備課の職員が行ったと。何か現場の確認ということですが、どういった確認に行ったのか、お願いします。

○環境整備課長

桑曲のほうに確認ということですが、不法投棄に関する情報提供がございまして、その現場を確認するために行っております。

○小幡委員

不法投棄の確認ね。こういった場合、今回職員が1人で行かれた。大体ほら、2人ぐらいで行くじゃない。これは1人で行けといった命令というか、こういった場合1人、こういった場合2人で行っているのか、課内では規則か何かあるのでしょうか。

○環境整備課長

課の中で特段のルールというものはございませんが、基本的に私どもそういうご相談、市民の方からのご相談をたくさんいただきますので、課の職員はその担当としましては3名しかおりませんので、基本的には1人でしか回れないというような状況になっておりますが、特段2名以上で対応しないとイケないときは、もちろん2名以上で対応することがございます。

○小幡委員

出動に際してはもうケースバイケースということですよ。こういった事例の場合は仕方ないかなとは思っただけで、災害時に出るとやはり危ないのでね、この点は複数名で行くべきかと思えます。もう1点だけ、リース会社との示談で成立したということだけど、本市は示談の担当とかいう方は、どなたかやられたのだろうか。

○契約課長

市の公用車の保険については、市有物件共済会というところに車両保険と、民間でいう任意保険のものに加入しておりますが、そこでの保険上のやりとりにつきましては契約課のほうで担当しております。ただ、事故を起こしまして、その示談の相手方との交渉であります。それにつきましては、運転者が所属する担当課が行うということに基本的にはなっておりますが、今回は相手方がリース会社ということで、リース契約を締結しておりますのも契約課のほうで担当しておりますので、リース会社とのやりとりにつきましては契約課のほうで行っております。

○小幡委員

最後だけ、この80万3880円。これ中途解約ということだから、5年間リースの残価の解約金ということで、車の損害、要は全損ということだったのだけど、その修理代とか車の損害金はリース会社が自分のところで管理するというか、支払うというか、本市はリース車だから関係ない。期間の解約金と捉えていいのですかね。

○契約課長

今回の事故に関連します中途解約金80万3880円につきましては、内訳がございまして、中途解約料が41万4480円。それから、車両の資産価値について38万9400円という形になっております。

○秀村委員

リース車の車両保険はどうなっているのですか。

○契約課長

先ほど申しました市有物件共済会というところに、車両保険の加入をいたしております。

○秀村委員

車両保険からお金が出るという考えでいいですか。

○契約課長

車両保険につきましては、市有物件共済会のほうから51万円の給付がなされる予定となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。報告事項については、ご了承ください。「議案第70号」について討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(リース車両の損傷)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載の報告事項の1及び3について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。工事請負変更契約について報告を求めます。

○スポーツ振興課長

工事請負変更契約についてご報告いたします。資料、工事請負変更契約報告書をお願いいたします。変更契約は、グラウンド・ゴルフ場整備造成工事と、グラウンド・ゴルフ場整備植栽工事の2件の変更契約を行っております。

まず、グラウンド・ゴルフ場整備造成工事につきましては、現契約金額1億884万8300円から、278万1900円を増額いたしまして、変更契約金額1億1163万200円としたものでございます。主な変更理由といたしましては、工事実施に際しまして、場内における伐採・土砂掘削を行った結果、現地に倒木等が残存していたため、その処分を行ったこと及び場内の雨水排水のための側溝設置を増工したことによるものでございます。また、そのほか現地数量の精算による変更も行っております。

次に、グラウンド・ゴルフ場整備植栽工事につきましては、現契約金額6389万5700円から、222万5300円を増額いたしまして、変更契約金額6612万1千円としたものでございます。主な変更理由といたしましては、当初、樹木の植生基盤として発生土を流用するものとしておりましたが、現地掘削の結果、発生土が植生基盤として利用できない土質であることが判明いたしました。そのため、植生基盤材として真砂土の購入土分を増工したものでございます。また、植栽配置の最終決定によって、ヤマザクラ周辺の伐採が新たに必要となったことから、こちらも増工をしております。以上、簡単ではございますが、工事請負変更契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承ください。

次に、工事請負契約について報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回ご報告

いたします。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、専門工事電気A等級、また、専門工事管空調A等級にそれぞれ格付される市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。入札の結果についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。颯田交流センター別館改修電気設備工事につきましては、10者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7072万7800円、落札率91.99%で、米村電気工事株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります9者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。颯田交流センター別館改修空調設備工事につきましては、10者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7350万900円、落札率91.99%で、ユゲデンキ株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります6者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。以上で、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

入札方法についてちょっとお尋ねしますが、土木・建築界は電子入札やっていますよね。電気とか空調関係は今どのような入札のやり方をされています。

○契約課長

電気・空調につきましても、電子入札を行っております。

○小幡委員

こういった工事の電子入札は、いつから始めたか、教えてください。

○契約課長

電子入札につきましては、令和3年度から行っております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。